

かしま農委だより

第28号

—発行者—
鹿嶋市農業委員会
—編集者—
編集委員会

茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1
電話：0299-82-2911
E-mail:noui1@city.ibaraki-kashima.lg.jp

新規就農者紹介



今回は、鹿嶋市でいちご農家を経営する若手農業者の郡司 翼さん(33歳)に取材を受けていただきました。郡司さんは、平成29年から市内でいちご農家として就農されました。また、今後は耕作放棄地を借り受けて農地に復元しながら事業地を拡大していく意向で、市内の遊休農地解消にも貢献していきたいと、お話しされておりました。

以下、一問一答形式で紹介いたします。

- Q 1. いちご農家を始めたきっかけは何ですか。
⇒当時、鹿嶋市内でいちご狩りができる場所がなく、自分がいちご農家を経営していちご狩りができる場所を創りたいと思ったからです。
- Q 2. 1年間の農作業等のスケジュールについて教えてください。
⇒6月～9月 いちご苗の育苗、10月～11月 苗植え、12月～5月 出荷・販売・いちご狩り解放
- Q 3. どのようないちごを作っておりますか。
⇒白いちご(天使のいちご)と赤いちご(とちおとめ)を作っています。特に白いちごは酸味が薄く、甘みが強いのが特徴です。
- Q 4. 育ったいちごはどちらに出荷・販売されていますか。
⇒作付けしているハウス(上記案内図参照)で直売所としての販売と、いちご狩りの会場(毎年4月頃開催予定)として使用しています。また、JAなめがたしおさいにも出荷しています。
- Q 5. 新たな農業への取り組み・規模拡大について今後どのように考えていますか。
⇒いちご狩り専用の会場として、市内で約50a(5,000㎡)農地を借りれるよう、経営規模拡大を考えています。
- Q 6. 農業をやっていて良かったと感じるのはどのような場面ですか。
⇒いちご狩りに参加された方や、いちごを買ってくださった方が私の作ったいちごを食べて「美味しかった。また来ます。」と声をかけていただいた時です。



(案内図)

農林水産課からのお知らせ

イノシシから農作物被害を防止するための講習会

近年、鹿嶋市においてイノシシによる農作物被害が増加しています。この講習会では、農作物耕作者などを対象に、イノシシに対する情報共有と農作物被害を防止するための電気柵設置の実演を行います。鹿嶋市では、農作物被害を防止するため、電気柵等の設置補助を行っています(出荷目的のみ対象)

※雨天延期
予備日19日(日) 9:30-11:00
3月12日(日)
鹿島湖岸北部土地改良区事務所
(及び爪木地内)

田の周辺で作業を行います。動ける服装をお願いします!

日程	9:15～ 受付
	9:30～ 9:45 農作物被害の現状と対策について
	9:45～ 10:00 移動
	10:00～10:45 電気柵設置実演 水田編(爪木地内)
	10:45～11:00 質疑応答
	11:00 解散

対象 農作物耕作者、農業関連団体及び取組みに関心がある方 30名程度

申込方法 要事前申込み(締切2/28) 農林水産課まで

協力 鹿島湖岸北部土地改良区 (株)アポロ

野生鳥獣対策のための電気柵設置を補助します。

近年、イノシシ、ハクビシンやアライグマ等による農作物被害が増加しています。野生鳥獣による農作物被害を防止するためには「近づけない」「侵入させない」「捕獲する」の3本の取り組みが大切です。この補助金は、鹿嶋市で農地を耕作する農業者を対象に、イノシシを田畑に侵入させないための電気柵設置を支援するものです。

対象 農地に電気柵等を設置する方(1回/年)(家庭菜園は対象になりません)

参考 《電気柵購入費用の目安》
例)5反歩の芋畑に電気柵を設置したい。
☑ 購入費用6万円(自己負担3万円、補助金3万円)
☑ 購入した電気柵は、7年を目安に使用できます。

申請方法 まずは、農林水産課にご相談ください。申請書様式は農林水産課にあります。

詳しくは、鹿嶋市役所農林水産課までお問い合わせください。



～ 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 ～

平成21年12月15日から、相続等により農地の権利を取得した方は、農業委員会へその旨を届出することが義務づけられています。※権利を取得した土地が農地でない場合は不要です。また、令和6年4月1日より、相続登記の申請が義務化されますので、こちらも必ず手続きを行いましょ。農地を相続した場合は、届出は農業委員会へ、登記の手続きは法務局へご相談ください。

農業者のみなさま!『農業者年金』に加入しませんか?

《7つのメリット》

- 1 国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する20歳以上65歳未満の人まで加入できます。(令和4年5月に制度改正)
- 2 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い!
- 3 保険料の額(月額2万円～6万7千円)を自由に決められます。
※35歳未満で一定の要件を満たす方は1万円から加入できます。
- 4 脱退は自由で、脱退された場合は、脱退一時金としてではなく、支払った保険料とその運用益が将来、年金として支給されます。
- 5 終身年金で、80歳前に亡くなられた場合には死亡一時金があります。
- 6 税制面の優遇措置が大きい。
- 7 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があります。

詳しくは、農業者年金基金ホームページ
(<https://www.nounen.go.jp>)
をご確認ください。



※(一定の要件)次の①～⑤のいずれにも該当しない方
① 認定農業者かつ青色申告者
② 認定就農者かつ青色申告者
③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
④ 認定農業者又は青色申告者
⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事後継者

編集後記

現在、鹿嶋市では推進委員を主体にマツチング活動を推進しています。市民の皆さまに、農業委員会の仕事を知っていただきたく、今回の農委だよりを作成いたしました。また、今回取材を受けてくださった2名の方も、遊休農地解消に関心があるように、同じ意識を持つ人が一人でも多く増えてほしいと思います。

編集委員会
委員長 山桐石清
副委員長 本澤津宮
委員 清い茂
委員 治み彰

農業経営に必要な情報誌 全国農業新聞

全国農業新聞は、地域農業者の代表機関である農業委員会のネットワークが発行する週刊の農業総合専門紙です。毎週金曜日、全国の農業者の喜びや苦勞、農政への要望など「生の声」を発信しています。

購読料 月700円 購読申込先 農業委員会事務局

農業委員等の担当地区

※農地等に関することは、近くの農業委員や推進委員に、お気軽にご相談ください。

Table with 2 columns: 鹿嶋市 (Kashima City) and 大野 (Ono). Each column lists agricultural committees and their respective districts.

令和5年度 農作業標準賃金(農作業労賃・機械持込作業料金)



Table showing standard wages for agricultural work. It is divided into '田' (Rice) and '畑' (Vegetable/Field) sections, with sub-categories for different types of work and their associated costs.

※別途消費税がかかります。
※作業場所や時間、作業内容等の働く条件によって異なります。
※上記を参考にして、話し合いで調整してください。

令和5年度 農地の賃借料情報(10aあたり)

Table showing rental information for agricultural land. It lists average, maximum, and minimum rental rates for '田' and '畑' across different areas.

※データ数は、集計に用いた筆数です。また、賃借料を物納(玄米)としている場合は、60kgあたり10,500円に換算しています。

鹿嶋市内における遊休農地について

鹿嶋市農業委員会は、例年10月に「利用状況調査」を実施し、市内の遊休農地の状況を確認しております。また、各担当地区の農業委員と推進委員は平成30年度から令和2年度の3ヶ年にわたり実施しました「農地利用実態調査」で確認した農地所有者の意向をもとに、農地の「借りたい・貸したい」の要望に沿えるよう、日々活動しております。

(解消例) 鹿嶋市田谷沼地内(田)より



こちらの農地は、利用状況調査の対象地でした。また、農地利用実態調査にて、当時の土地所有者から「誰かに貸したい」との意向を確認し、今年9月に、(NPO法人)潮騒ジョブトレーニングセンター職員の加勢 釣さんが当農業委員会での手続きを経て、こちらの農地を取得されました。

農地の「借りたい」・「貸したい」についてご相談ください

鹿嶋市農業委員会では、農地を「貸したい」という多くの農地所有者からの相談を受け、希望に沿えるよう、日々活動していますが、農地の担い手(借り手等)の方が不足しています。農地を「借りたい」と考えている方がいましたら、是非、3ページ目に記載の農業委員・推進委員にご相談ください。

活動例

- (貸し手の発見)
・農地パトロールで発見した耕作放棄地の所有者を事務局で確認後、貸出意向を確認(借り手の発見)
・鹿嶋市農林水産課へ、農用地等借受希望者の情報を確認する
・市内農業者等の口コミや直接相談等(推進委員による情報交換会)
・毎月1回、月末午前に実施

令和4年度鹿嶋市農業委員会研修会



鹿嶋市農業委員会では令和4年6月23日、鹿嶋地域でレンコン栽培を主軸とした新規就農を希望する声が高まっていることを受け、農業委員と農地利用最適化推進委員を対象にした研修会を開催し、24名が参加しました。



農地法の手続き

- 3条許可 農地の売買・贈与・貸借等を行う場合
4条許可 自らが農地を農地以外に転用する場合
5条許可 農地転用に所有権移転・貸借等が伴う場合
現況確認証明願(非農地証明) 非農地となり20年以上経過していることの証明が必要な場合
○農業委員会に申請が必要です。(毎月10日締切)
○毎月28日の総会で承認された後、許可指令書等が発行されます。(※市街化区域内の農地転用は届出 随時受付)
お問合せ先 鹿嶋市農業委員会事務局
○許可指令書等を受け取ったら、法務局での登記変更の手続きも忘れずに行ってください。
3条 所有権移転登記 4条 地目変更登記
5条 所有権移転登記、地目変更登記(※貸借、一時転用の場合はなし)
非農地証明⇒地目変更登記
お問合せ先 水戸地方法務局 鹿嶋支局
TEL: 0299-83-6000